

契約責任の時間的延長に関する一考察 -契約余後効論を素材にして-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2018-07-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 蓮田, 哲也 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/19532

明治大学大学院法学研究科

2017年度

博士学位請求論文

(要約)

契約責任の時間的延長に関する一考察
— 契約余後効論を素材にして —

The Extension of time for contractual liability under the Japanese Civil Code
— Focusing on the theory of culpa post pactum —

学位請求者 民事法学専攻

蓮田 哲也

序章 はじめに

当事者の意思表示の合致によって法律効果を生じさせる法律行為である契約は、両当事者が目指している利益および結果（以下では、「給付利益・給付結果」と称する。）を実現させるために債務を発生させる。当事者間の「合意（意思）」を根拠として、契約の性質を決定づける主要な債務（以下では、「主たる給付義務」と称する。）であり、主たる給付義務が履行されると、契約によって当事者間に認められる特別な結合関係としての債権債務関係（以下では、「債務関係」と称する。）はその目的を達成し消滅するために契約が終了すると考えられている。また、債務者が正当な理由なくして債務の本旨に従った履行をしない場合（以下では、「本旨不履行」と称する。）には、一次的には債務の本旨に従った履行の強制を認められる。また、本旨不履行が債務者の帰責事由（故意または過失）による場合に、債務の性質上履行の請求が認められないとき、または給付の実現を請求することができないとき、二次的に債権者は本旨不履行によって同人に生じた損害の賠償請求（さらには契約の解除や、場合によっては、保証人に対する保証債務の履行請求）が認められる。このように、契約当事者によって目指された給付利益・給付結果が実現されないことから債務者に生じる債務不履行責任（以下では、「契約責任」と称する。）は、債権者の救済を認める制度である。以上のことから、契約責任とは、契約当事者間における主たる給付義務の履行過程（以下では、単に「履行過程」と称する。）において生じる障害（以下では、「給付障害」と称する。）に対する責任であると理解されることとなる。

この契約責任に関する伝統的理解によれば、契約責任は、「契約当事者」・「主たる給付義務」・「履行過程」という 3 つの用語によって限定的に運用されなければならないこととなる。しかし、ドイツにおいて展開された積極的債権侵害論を参考に、日本においても契約当事者の債務は主たる給付義務に尽きないのではないかという理解が広まると、主たる給付義務違反以外の債務の不履行によって契約責任が妥当することが意識され、契約責任に関する伝統的理解に疑問が呈されることとなる。その結果、伝統的理解に留まることなく、契約責任が妥当する領域が拡張していることが判例および学説において広く承認されている。このように、契約当事者の債務は主たる給付義務に留まらないという理解を端緒として、契約責任の拡張の問題は、今日、「質的拡大」・「人的拡張」・「時間的延長」という 3 つの領域にまたがって存在していることが意識されている。

この契約責任の拡張のうち「時間的延長」について、契約締結前と主たる契約終了後という伝統的に契約当事者間において債務関係が認められない（存立しない）と考えられている 2 つの領域に関わる問題である。前者は「契約締結上の過失論」、後者は「契約余後効論」として展開されてきた。前者は問題となる場面によってその対応を異にすることが明らかにされた上で多様な視点から分析が行われてきたのに対し、後者は裁判例および学説において契約終了後に存する義務が問題となるという共通認識が存在するものの、被違反義務の存立基盤としての債務関係の性質、履行過程に存する義務との相違、義務違反に対する責任の性質、に関しては詳細に論じられることはほとんどないというのが現状である。

このように、契約責任の拡張が論じられる中で、契約責任の妥当する領域が拡張している

ことが言及される一方で、契約責任の限界規準が曖昧となっている。特に、時的拡張の一領域である契約余後効論のなかで言及される主たる給付義務の履行後における義務については、理論的分析が不十分であり、契約責任に関する伝統的理解では説明することが困難であり、また、裁判例において義務違反時の責任の性質が契約責任や不法行為責任として構成されていることから明らかである。主たる給付義務の履行後の義務の位置づけが明らかになるならば、今日の日本における契約責任領域の時的限界付けを行うことができ、さらには契約責任体系を再構築する際の理論的示唆を与えることができると考え、契約余後効論を素材として主たる給付義務の履行後にも契約責任が妥当するという契約責任の時間的延長の一端に関する理論的基礎（契約余後効理論）の定立を本研究の目的とする。

第一章 日本における契約余後効論の展開

第一章では、日本における契約余後効論の展開について分析・検討を加えた。まず、今日の理論的到達点を探るために、学説の理論展開を分析・検討を加え、ついで、明らかとなった今日の理論的到達点に存する問題点について、日本の裁判例がどのような判断を下しているのかについて傾向分析することで、日本における契約余後効論に存する問題点を析出する。

以下では、日本における契約余後効論の位置づけを示すこととする。

まず、契約余後効として問題となる義務の多様性が認められる。しかし、多くの日本の学説は履行過程における義務を前提にして義務構造論を展開しつつ、その枠内で従たる給付義務、付随的義務、保護義務の問題として取り上げているが、履行過程における義務と同じく扱うことは困難な場合が存在する。上述の裁判例の傾向分析からも明らかのように、契約余後効として問題となる義務には、履行過程において既に問題となりうる義務のみならず、主たる給付義務の履行後にはじめて問題となりうる義務もまた存在することが明らかであり、さらに、履行過程では問題となり得ない獲得された給付利益・給付結果もまた被侵害利益として考えられる。このような点から、履行過程における義務と同様の視点で理解することができる義務がある一方で、同様の視点では理解し得ない義務もまた存在しているといえよう。

ついで、契約余後効論は義務の存立基盤たる債務関係について新たな視点を提供している。債務関係について日本の学説は種々の理解が存するが、義務の存立基盤として着目して大別すると、契約当事者に存する義務の存立基盤として包括的な債務関係が存するという見解と、保護義務と保護義務以外の給付義務を中心とする諸義務とでは存立基盤としての債務関係は異なるという二段階構造を有する債務関係が存するという見解に大別することができる。債務関係の二段階構造を認める見解においては、主たる給付義務の履行後には保護義務の存立基盤としての債務関係のみが存続すると唱えているものもある。しかし、履行過程における債務関係と主たる給付義務の履行後における債務関係との相違について、多くの見解は言及していない。しかし、裁判例の傾向分析から明らかとなったように、義務が問題となる時期の相違や被侵害利益が獲得された給付利益・給付結果となっている義務の存

在から、両段階の債務関係を同一として捉えることが困難なものもあるように思われる。すなわち、履行過程における義務と同一内容が契約余後効として問題となる義務、履行過程では問題とならず主たる給付義務の履行後に問題となりかつ被侵害利益は獲得された給付利益・給付結果と解される義務、履行過程から主たる給付義務の履行後もなお一貫して純粋に完全性利益保護のみを目的としている義務、といった義務の多様性を鑑みても、全ての義務の存立基盤を給付利益・給付結果の獲得を目的としている既存の契約債務関係の継続として理解することは困難なのではないであろうか。そのため、義務の存立基盤としての債務関係が主たる給付義務の履行後に変容しているといった多様性を認めることができるのではないであろうか。

最後に、契約余後効論によって見いだされうる債務関係についての新たな視点は履行過程における義務との異同を明確にすることができ、これによって義務違反の効果や責任性質の理解にも繋がるのではないであろうか。すなわち、履行請求権が認められるときには既存の契約債務関係との関連性が明らかになるであろうし、契約責任としての性質をより鮮明に見いだすことができることとなる。また、損害賠償請求のみが認められるとしても、損害賠償の範囲を比較するならば、履行過程における義務との異同や既存の契約債務関係との関連性、さらには責任性質として契約責任の限界規準もまた見いだすことができるのではないか。

以上のような日本における契約余後効論を位置づけからも明らかなように、今日までの契約余後効論には大きく3点の問題点が存在している。

第一に、主たる給付義務の履行後における債務関係をどのように捉えるべきかが明らかにされていないという点である。履行過程においては包括的な債務関係を認める見解や債務関係の二段階構造を認める見解が存在し、主たる給付義務の履行後における債務関係は履行過程における債務関係とは異なることを志向する見解が存在するが、どのように異なるのかを明確には言及していない。

第二に、契約余後効における被違反義務の性質が厳格に分類されていない点である。学説においては履行過程における義務との相違は被違反義務の性質からは明らかにされていないものの、裁判例をみると、契約余後効における被違反義務は履行過程における義務とは異なると考えられるものが認められ、この被違反義務の多様性を被違反義務の性質に反映できていないと考える。

第三に、義務違反の効果および責任性質について十分な検討がなされていないように思われる点である。契約余後効で問題となる義務違反の効果および責任性質について言及している見解が存在するが、多くが履行過程における義務を念頭に置いて分析を行っていると考えられる。上述の通り、契約余後効において問題となる義務には多様性が認められるにもかかわらず、履行過程における義務を念頭に置いた分析が適切であるといえるのであろうか。

以上のように、近時の学説において限界が唱えられている契約余後効論は、従来説明することが困難だった法現象について新たな視点を提供している。しかし、今日の日本における

契約余後効論は上述した新たな視点を提供するに留まっており、さらなる理論的発展が必要であることが明らかとなった。

第二章 ドイツにおける契約余後効論の展開

第二章では、日本の契約余後効論の展開に多くの影響を与えてきたドイツにおける契約余後効論の展開について検討・分析を加えた。ドイツにおいては、裁判例の傾向分析を通じて被違反義務を義務構造論上どのように位置付けられるのかという視点から契約余後効論が展開されているので、まず、契約余後効に関する代表的な裁判例の傾向分析を行うことで、学説において前提としている契約余後効における義務の傾向を明らかにし、ついで、学説において契約余後効論がどのように展開されているのかを分析・検討することで、日本における契約余後効論の問題点に対する示唆を得る。

以下では、ドイツにおける契約余後効論の位置づけを示すこととする。

まず、契約余後効における債務関係について、債務関係に関する理解の違いから、契約余後効が問題となる主たる給付義務の履行後における債務関係が履行過程における債務関係とどのような関係にあるのかについて見解が分かれている。裁判例においては明らかにされなかったが、いずれの見解も主たる給付義務の履行後であっても債務関係は存続していることについては異論がない。このことは、学理上、主たる給付義務の履行によって必ずしも全ての債務関係が消滅するのではないという BGB362 条に関する解釈が共有されているように解される。さらに、多くの論者が履行過程における債務関係と主たる給付義務の履行後における債務関係との差異に言及していないのに対して、両者に差異が存することを意識している見解も存在する。その見解によれば、履行過程においては「法定債務関係」と「契約債務関係」という二段階構造を有する債務関係を認めるのに対し、主たる給付義務の履行後においては「法定債務関係」のみが存在しているとしている点で、履行過程と主たる給付義務の履行後とは債務関係に相違が存在していることを意識しているといえる。また、別の論者は、履行過程における債務関係が、主たる給付義務の履行後において変容しているということを意識している。このことは、履行過程における義務との相違を明らかにする視点を提供しているように思われる。さらに、あくまで主たる給付義務が履行されたとしてもなお履行過程における義務が残存しているに過ぎないことがあると言及する論者もあり、その場合には履行過程における債務関係が残存しているに過ぎないことを志向しているといえる。

ついで、契約余後効として問題となる義務については多様性が認められている。裁判例の傾向分析を通じて、履行請求が可能な義務と履行請求を前提としない義務とがあることが明らかであり、その義務が保護の対象としている利益として主たる給付義務の履行によって獲得された給付結果と完全性利益が認められる。このような裁判例の傾向分析を踏まえて、学説を分析するとその理解に相違が存在することが明らかとなる。すなわち、BGB241 条 2 項に定められている完全性利益のみを保護の対象とする「保護義務」のみが契約余後効における被違反義務の性質であるとする見解がある一方で、多様な性質を認め

ることができる見解もまた存在している。この見解の相違は、主たる給付義務の履行後における債務関係の理解の相違として理解することができる。また、「主たる給付義務」もまた契約余後効における被違反義務であるという見解もあり、主たる給付義務が単一であるとは限らないという点、そして、主たる給付義務の履行後に新たな合意が存することによって主たる給付義務が新たに創設されたという可能性があることを示している。本稿では、主たる給付義務の履行後という基準によって契約余後効を定義づけたが、一見して主たる給付義務が履行されたとしてもなお主たる給付義務が存在する場合にはこれが契約余後効として問題とされうるということを認識させている。また、後者について、当事者は複数の契約を同時に締結していた場合（いわゆる「複合契約」）、または先行する契約を前提とした契約が先行する契約の主たる給付義務の履行後に締結されていた場合（いわゆる「後続契約」）があるのではないかということを示唆している。さらに、履行過程における債務関係が主たる給付義務の履行後において変容しているという見解から、履行過程における義務との相違が導かれている。特に、義務の保護法益の変化を捉えて、被違反義務の性質の呼称を変更している論者がいることは注目に値する。

また、契約余後効における義務に違反したときの効果については、なお問題が存在している。すなわち、裁判例の傾向分析から、被違反義務によっては履行請求が可能であるものや、履行請求できずに BGB280 条以下に基づいて損害賠償請求が認められることが明らかである。しかし、学説においては、損害賠償が認められることについて異論はないが、履行請求が認められるという見解がある一方で、保護義務には履行請求が認められないことを念頭に損害賠償のみが認められるとの見解も存在している。この点についても、主たる給付義務の履行後において「法定債務関係」のみが存在するのか「契約債務関係」も存在しうるのかという債務関係の理解の相違が関係している。なお、BGB324 条および 325 条を根拠に解除権が認められるという論者の見解は注目に値する。そして、契約余後効における義務に違反したときの責任性質については、はっきりとしない。裁判例をみる限りでは不法行為責任、すなわち、BGB823 条に基づく損害賠償請求を積極的に認めたものはなく、契約責任として判断していると思われる。学説によっては、特に積極的債権侵害の場合には不法行為責任と契約責任との接近を意識しているが、契約余後効が問題となる場合にもこれが妥当するのかについては明らかでない。なお、ドイツにおいては不法行為責任について定めた BGB823 条以下が厳格に適用されていることから、不法行為責任ではなく契約責任と構成することを積極的に認めようとしているとも評価できる。

このように、ドイツにおける契約余後効論は、裁判例の傾向分析を通じて被違反義務を義務構造論上どのように位置付けられるのかという視点から展開されている。その中で、主たる給付義務の履行後における債務関係は一様に捉えるのではなく、多様な態様がありうると言及されており、その多様な債務関係から種々の義務が導かれることを明らかにしている。しかし、必ずしも債務関係および義務構造論の理解が統一的ではないこと、さらに論者によって特有の問題意識が認められることから、論者によって契約余後効論は異なるように思われる。また、日本と異なり、ドイツにおいては不法行為責任が厳格に適用されている

という事情が存在しているため、特に、義務違反の責任性質については日本における議論と同様に扱うことは困難であろう。

いずれにせよ、ドイツにおける契約余後効論は、債務関係が履行過程と主たる給付義務の履行後とでどのような相違があるのか、さらには、その相違が被違反義務の性質にいかなる影響を及ぼしているのか、さらには義務違反の効果について、日本における契約余後効論では明らかにされていない問題について一視点を提供しているように思われる。

第三章 契約余後効論の理論的基礎

第三章では、日本およびドイツにおける契約余後効論の分析・検討の明らかとなった主たる給付義務の履行後における債務関係の構造把握、契約余後効における被違反義務の性質、義務違反の効果および責任性質から、契約余後効論の理論的基礎を探求した。その結果、第一に、契約によって目指されていた給付利益・給付結果が実現しているか否か、さらに主たる給付義務の履行時ないし履行後に創設される債務関係との関係性に着目することで、主たる給付義務の履行後における債務関係には、履行過程における契約債務関係の維持、変容、新たな債務関係との接合という 3 つに分類することが可能であることが明らかとなった。第二に、明らかとなった債務関係の理解に応じて、主たる給付義務の履行後に存する義務は義務構造論上いくつか分類することができることが明らかとなった。すなわち、履行過程における債務関係が維持されている場合には履行過程における義務と同一の性質を有すること、債務関係が変容している場合には完全性利益の保護に向けられた保護義務、履行過程において実現された給付利益・給付結果の「保持」に向けられる広義の付随義務が認められ、新たな債務関係と接合している場合にも同様に保護義務と履行過程において実現された給付利益・給付結果の「保持」に向けられる広義の付随義務が認められる。第三に、主たる給付義務の履行後において存する義務の性質に応じて、義務違反の効果が異なることが明らかとなった。すなわち、被違反義務の性質が履行過程における義務と同一であるならばその処理も同様に行えば良いこととなるが、被違反義務の性質が異なる場合にはその処理も異なる。特に、解除権と損害賠償の範囲に相違が存することとなる。これらの相違は、契約によって目指された給付利益・給付結果が既実現されて契約当事者がそれを享受していることから導き出される。なお、給付利益・給付結果の「保持」に向けられた広義の付随義務も契約によって目指された給付利益・給付結果に関する義務であり、これらの義務は債務関係が存在するために認められる以上、義務違反の責任性質は契約責任として処理すべきである。

このような契約余後効論の理論的基礎である「契約余後効理論」から、契約余後効論はいわゆる契約の継続効として画一的に処理すべき問題ではなく、多様な構造を内包した理論であることは明らかとなった。さらに、主たる給付義務の履行によって一見して契約は「終了」したように思えるものの、契約当事者間には債務関係が存在しており、これによって導かれる義務の違反に対しては契約責任として処理すべきであると考えことから、契約当事者は即座に契約から解放されるのではなく、なお契約によって結びついているというこ

とをとらえて、実質的に契約は未だに終了してはいないものと考えられる。

第四章 契約余後効理論の検証

第四章では、第三章で提示した「契約余後効理論」を基に日本およびドイツの裁判例を分析することで、この理論の有用性を検証した。その結果、裁判例は契約余後効理論で想定される事案の一部であり、今後生じるであろう事件に対する理論的示唆を提供することができるのではないかと考える。

終章 むすびに

以上の通り、本研究では契約責任の時間的延長の一端について理論的基礎を定立し契約責任体系を再構築する際の理論的示唆を提供することができたと考える。しかし、本研究では理論的基礎を提示したに過ぎず、さらに平成 29 年 6 月 2 日に公布された「民法の一部を改正する法律」（平成 29 年法律第 44 号）によって契約責任に関する理解を刷新する部分が認められるため、今後は新たな民法下における裁判例および学説の動向を注視していく必要がある。